

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年8月15日(2019.8.15)

【公表番号】特表2018-525433(P2018-525433A)

【公表日】平成30年9月6日(2018.9.6)

【年通号数】公開・登録公報2018-034

【出願番号】特願2018-520642(P2018-520642)

【国際特許分類】

A 01 N	37/06	(2006.01)
A 01 P	7/04	(2006.01)
A 01 N	25/00	(2006.01)
A 01 N	51/00	(2006.01)
A 01 N	53/08	(2006.01)

【F I】

A 01 N	37/06	
A 01 P	7/04	
A 01 N	25/00	1 0 1
A 01 N	51/00	
A 01 N	53/08	1 2 5

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月5日(2019.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

C₆からC₂₄モノ-及びポリ不飽和酸又はその誘導体から選択される物質の穀物にスプレーするための農薬の共力剤としての使用であって、ここでC₆からC₂₄酸はサンフラワー油、ヤシ油又はオリーブ油のような植物油、大豆、どんぐり、クリ、セイヨウトチノキ及びコーヒーから選択される天然物又は天然物に由来し、該誘導体は使用される時には無水物、エステル及びアルカリ又はアルカリ土類金属塩から選択され、該使用が農薬を代謝し、農薬に対する耐性を与える酵素を阻害することを含む、使用。

【請求項2】

農薬が合成ピレスロイドである、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

P450酵素のための阻害剤としての、請求項1又は2のいずれか1項に記載の使用。

【請求項4】

C₆からC₂₄モノ-又はポリ不飽和酸又はその誘導体及び農薬の水性エマルション又は溶液を含み、ここでC₆からC₂₄酸がサンフラワー油、ヤシ油又はオリーブ油のような植物油、大豆、どんぐり、クリ、セイヨウトチノキ及びコーヒーから選択される天然物又は天然物に由来し、該誘導体が使用される時には無水物、エステル及びアルカリ又はアルカリ土類金属塩から選択される、穀物にスプレーするための農薬製剤。

【請求項5】

農薬がピレスロイド、ネオニコチノイド、スピノシン及びクロラントラニリプロールから選択される殺虫剤である、請求項4に記載の農薬製剤。

【請求項6】

(i) C_6 から C_{24} モノ - 又はポリ不飽和酸又はその誘導体、及び

(i i) 穀物への農薬、

を適用すること含み、 C_6 から C_{24} モノ - 又はポリ不飽和酸又はその誘導体が、5 g / ha から 1000 g / ha の量、適用される穀物を保護するためのプロセスであって、 C_6 から C_{24} モノ - 及びポリ不飽和酸又はその誘導体がサンフラワー油、ヤシ油又はオリーブ油のような植物油、大豆、どんぐり、クリ、セイヨウトチノキ及びコーヒー選択される天然物に由来し、その誘導体が使用される時には無水物、エステル及びアルカリ又はアルカリ土類金属塩から選択される、プロセス。

【請求項 7】

農薬が殺虫剤である、請求項6 に記載のプロセス。

【請求項 8】

C_6 から C_{24} モノ - 又はポリ不飽和酸又はその誘導体の適用後、1 時間から 5 時間以内に、農薬が穀物に適用される、請求項6 又は7 のいずれか 1 項に記載のプロセス。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

(実施例 10)

実施例 10 は、Syn - B 及び Syn - C (実施例 8 で用いたとおり) で、共力剤の 0.1% 抽出物を用いた点以外は実施例 3 と同じ方法を用いて処置した後の耐性関連エステラーゼ、E4、の阻害を示す。

結果を図 10 に示す。

本発明のまた別の態様は、以下のとおりであってもよい。

〔1〕 C_6 から C_{24} モノ - 及びポリ不飽和酸又はその誘導体の酵素阻害剤としての使用。

〔2〕 該誘導体が、無水物、エステル又はアルカリ及びアルカリ土類金属塩から選択される、前記〔1〕に記載の使用。

〔3〕 該 C_6 から C_{24} 酸が天然物に由来する、前記〔1〕及び〔2〕に記載の使用。

〔4〕 該天然物が、植物油、大豆、どんぐり、クリ、セイヨウトチノキ及びコーヒーから選択される、前記〔3〕に記載の使用。

〔5〕 該植物油がヤシ油又はオリーブ油である、前記〔4〕に記載の使用。

〔6〕 混合物中の平均炭素原子数が C_6 から C_{24} の範囲内である、酸混合物又はその誘導体の、前記〔1〕から〔5〕のいずれか 1 項に記載の使用。

〔7〕 P450 酵素のための阻害剤としての、前記〔1〕から〔6〕のいずれか 1 項に記載の使用。

〔8〕 エステラーゼ酵素のための阻害剤としての、前記〔1〕から〔6〕のいずれか 1 項に記載の使用。

〔9〕 農薬の性能を高めるための、前記〔1〕から〔8〕のいずれか 1 項に記載の使用。

〔10〕 農薬が殺虫剤である、前記〔9〕に記載の使用。

〔11〕 殺虫剤がピレスロイド又はネオニコチノイドである、前記〔10〕に記載の使用。

〔12〕 ピレスロイドが合成ピレスロイドである、前記〔11〕に記載の使用。

〔13〕 合成ピレスロイドが、ペルメトリン、デルタメトリン、フェンバレレート、エスフェンバレレート、シハロトリン、ラムダシハロトリン、ビフェントリン、シフルトリン、テフルトリン、エトフェンプロックス、テトラメスリン、シペルメトリン、フルバリネット、アレスリン、テトラメスリン、ビオアレスリン及びゼータシペルメトリンから選択される、前記〔12〕に記載の使用。

〔14〕 ネオニコチノイドが、イミダクロプリド、アセタミプリド、ニテンピラム、チア

クロプリド、チアメトキサム、クロチアニジン、ジノテフランから選択される、前記〔12〕に記載の使用。

〔15〕殺虫剤がスピノシン及びクロラントラニリプロールから選択される、前記〔1〕から〔10〕のいずれか1項に記載の使用。

〔16〕C6からC24酸又はその誘導体が天然物又は天然物に由来する、C6からC24モノ-又はポリ不飽和酸又はその誘導体及び農薬の水性エマルション又は溶液を含む、農薬製剤。

〔17〕該誘導体が無水物、エステル又はアルカリ若しくはアルカリ土類金属塩から選択される、前記〔16〕に記載の農薬製剤。

〔18〕天然物が、植物油、大豆、どんぐり、クリ、セイヨウトチノキ及びコーヒーから選択される、前記〔16〕又は〔17〕に記載の農薬製剤。

〔19〕植物油がヤシ油又はオリーブ油である、前記〔18〕に記載の農薬製剤。

〔20〕C6からC24モノ-又はポリ不飽和酸又はその誘導体が、酸混合物中の酸の平均炭素原子数がC6からC24である酸混合物を含む、前記〔16〕から〔19〕のいずれか1項に記載の農薬製剤。

〔21〕農薬が殺虫剤である、前記〔16〕から〔20〕のいずれか1項に記載の農薬製剤。

〔22〕殺虫剤がピレスロイド又はネオニコチノイドである、前記〔21〕に記載の農薬製剤。

〔23〕ピレスロイドが合成ピレスロイドである、前記〔22〕に記載の農薬製剤。

〔24〕合成ピレスロイドが、ペルメトリン、デルタメトリン、フェンバレレート、エスフェンバレレート、シハロトリン、ラムダシハロトリン、ビフェントリン、シフルトリン、テフルトリン、エトフェンプロックス、テトラメスリン、シペルメトリン、フルバリネット、アレスリン、テトラメスリン、ビオアレスリン、天然ピレトラム及びゼータシペルメトリンから選択される、前記〔23〕に記載の農薬製剤。

〔25〕ネオニコチノイドが、イミダクロプリド、アセタミブリド、ニテンピラム、チアクロプリド、チアメトキサム、クロチアニジン、ジノテフランから選択される、前記〔22〕に記載の農薬製剤。

〔26〕C6からC24モノ-又はポリ不飽和酸又はその誘導体、及び農薬の、別々の溶液又はエマルションを含む、前記〔16〕から〔25〕のいずれか1項に記載の農薬製剤。

〔27〕C6からC24モノ-又はポリ不飽和酸又はその誘導体、及び農薬を含む、溶液又はエマルションを含む、前記〔16〕から〔25〕のいずれか1項に記載の農薬製剤。

〔28〕農薬が徐放性形態である、前記〔27〕に記載の農薬製剤。

〔29〕

(i) C6からC24モノ-又はポリ不飽和酸又はその誘導体、及び
(ii) 農薬、

を適用すること含み、C6からC24モノ-又はポリ不飽和酸又はその誘導体が、5g/haから1000g/haの量、適用される穀物を保護するためのプロセス。

〔30〕C6からC24モノ-又はポリ不飽和酸又はその誘導体が、農薬の適用前に適用される、前記〔29〕に記載のプロセス。

〔31〕C6からC24モノ-又はポリ不飽和酸又はその誘導体及び農薬が、単一製剤として適用され、農薬が徐放性形態である、前記〔30〕から〔32〕のいずれか1項に記載のプロセス。

〔32〕C6からC24モノ-又はポリ不飽和酸又はその誘導体の適用後、1時間から5時間以内に、農薬が穀物に適用される、前記〔29〕又は〔31〕のいずれか1項に記載のプロセス。

〔33〕C6からC24モノ-又はポリ不飽和酸又はその誘導体が、天然物に由来する、前記〔29〕から〔32〕のいずれか1項に記載のプロセス。

〔34〕天然物が植物油、大豆、どんぐり、クリ、セイヨウトチノキ及びコーヒーである

、前記〔33〕に記載のプロセス。

〔35〕植物油がヤシ油及びオリーブ油から選択される、前記〔34〕に記載のプロセス。

〔36〕農薬が殺虫剤である、前記〔29〕から〔35〕のいずれか1項に記載のプロセス。

〔37〕殺虫剤がピレスロイド又はネオニコチノイドである、前記〔36〕に記載のプロセス。

〔38〕ピレスロイドが合成ピレスロイドである、前記〔37〕に記載のプロセス。

〔39〕農薬が除草剤である、前記〔29〕から〔35〕のいずれか1項に記載のプロセス。

〔40〕農薬が殺菌剤である、前記〔29〕から〔35〕のいずれか1項に記載のプロセス。